

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 } 3 時間  
無線工学 2 4 問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[ 1 ] 次の記述は、特定無線局(注)の包括免許の付与等について述べたものである。電波法（第 2 7 条の 5）の規定に照らし、  
□ 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

注 電波法第 2 7 条の 2（特定無線局の免許の特例）第 1 号又は第 2 号に掲げる無線局であって、適合表示無線設備のみを使用するものをいう。

- ① 総務大臣は、電波法第 2 7 条の 4（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(4)までに掲げる事項（特定無線局（電波法第 2 7 条の 2 第 2 号に掲げる無線局に係るものに限る。）を包括して対象とする免許にあっては、次の(1)から(4)までに掲げる事項((3)に掲げる事項を除く。)及び無線設備の設置場所とすることができる区域）を指定して、免許を与えなければならない。
- (1) 電波の型式及び周波数  
(2) 空中線電力  
(3) 指定無線局数（ □ A □ をいう。）  
(4) 運用開始の期限（ □ B □ をいう。）
- ② 総務大臣は、①の免許（以下「包括免許」という。）を与えたときは、当該包括免許に係る次の(1)から(6)までに掲げる事項及び①により指定した事項を記録した電磁的記録を作成し、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該包括免許に係る包括免許人（包括免許を受けた者をいう。以下同じ。）に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該包括免許の有効期間中、当該包括免許人が閲覧することができる状態に置かなければならない。
- (1) 包括免許の年月日及び包括免許の番号  
(2) 包括免許人の氏名又は名称及び住所  
(3) 特定無線局の種別  
(4) 特定無線局の目的（主たる目的及び従たる目的を有する特定無線局にあっては、その主従の区別を含む。）  
(5) 通信の相手方  
(6) 包括免許の有効期間
- ③ 包括免許の有効期間は、包括免許の日から起算して □ C □ を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

| A                          | B                                        | C   |
|----------------------------|------------------------------------------|-----|
| 1 最初に運用を開始する<br>特定無線局の数    | 1 以上の特定無線局の運用を最初に開始する期限                  | 3 年 |
| 2 最初に運用を開始する<br>特定無線局の数    | 指定無線局数の 1 0 分の 1 以上の無線局の運用を<br>最初に開始する期限 | 5 年 |
| 3 同時に開設されている<br>特定無線局の数の上限 | 1 以上の特定無線局の運用を最初に開始する期限                  | 5 年 |
| 4 同時に開設されている<br>特定無線局の数の上限 | 指定無線局数の 1 0 分の 1 以上の無線局の運用を<br>最初に開始する期限 | 3 年 |

[ 2 ] 次に掲げる事項のうち、総務大臣が固定局の免許の申請書を受理したときに審査しなければならない事項に該当しないものはどれか。電波法（第 7 条）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。  
2 周波数の割当てが可能であること。  
3 工事設計が電波法第 3 章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。  
4 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

[3] 次の記述は、人工衛星局の条件等について述べたものである。電波法（第36条の2）及び電波法施行規則（第32条の4及び第32条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により  A  することのできるものでなければならない。
- ② 人工衛星局は、その  B  を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、対地静止衛星に開設する人工衛星局以外の人工衛星局については、この限りでない。
- ③ 対地静止衛星に開設する人工衛星局（実験試験局を除く。）であって、固定地点の地球局相互間の無線通信の中継を行うものは、公称されている位置から  C  にその位置を維持することができるものでなければならない。

| A             | B          | C            |
|---------------|------------|--------------|
| 1 電波の発射を直ちに停止 | 無線設備の設置場所  | 経度の（±）0.1度以内 |
| 2 電波の発射を直ちに停止 | 発射する電波の周波数 | 経度の（±）0.5度以内 |
| 3 空中線電力を直ちに變更 | 無線設備の設置場所  | 経度の（±）0.5度以内 |
| 4 空中線電力を直ちに變更 | 発射する電波の周波数 | 経度の（±）0.1度以内 |

[4] 次に掲げる記述のうち、高圧電気（注）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器が満たすべき安全施設の条件に適合するものはどれか。電波法施行規則（第22条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- 1 外部と電氣的に完全に絶縁し、かつ、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第52号）の規定に従って措置しなければならない。ただし、無線従事者のほか容易に出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 2 外部より容易に触れることができないように、絶縁しゃへい体又は接地された金属しゃへい体の内に收容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 3 その高さが人の歩行その他起居する平面から2メートル以上のものでなければならない。ただし、2メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合は、この限りでない。
- 4 人の目につく箇所に「高圧注意」の表示をしなければならない。ただし、移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合は、この限りでない。

[5] 次の記述は、「スプリアス発射」及び「帯域外発射」の定義について述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「スプリアス発射」とは、 A  外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで  B  することができるものをいい、 C  を含み、帯域外発射を含まないものとする。
- ② 「帯域外発射」とは、 A  に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものをいう。

| A        | B  | C                       |
|----------|----|-------------------------|
| 1 必要周波数帯 | 低減 | 高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積 |
| 2 送信周波数帯 | 除去 | 高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積 |
| 3 必要周波数帯 | 除去 | 高調波発射及び低調波発射            |
| 4 送信周波数帯 | 低減 | 高調波発射及び低調波発射            |

[6] 無線局（アマチュア無線局を除く。）の主任無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第39条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 主任無線従事者とは、同一免許人に属する無線局の無線設備の操作を行う者のうち、免許人からその責任者として命ぜられた者をいう。
- 2 主任無線従事者とは、2以上の無線局が機能上一体となって通信系を構成する場合に、それらの無線設備を管理する者をいう。
- 3 主任無線従事者とは、無線局の無線設備の操作の監督を行う者として免許人から選任され、その選任の届出がなされた者をいう。
- 4 主任無線従事者とは、無線局の管理を免許人から命ぜられ、その旨を総務大臣に申し出た者をいう。

[7] 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 A を  B に人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は  C の維持のために行われる無線通信をいう。

|   | A         | B                                  | C  |
|---|-----------|------------------------------------|----|
| 1 | 有線通信      | 利用することができないとき                      | 治安 |
| 2 | 有線通信      | 利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき | 秩序 |
| 3 | 電気通信業務の通信 | 利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき | 治安 |
| 4 | 電気通信業務の通信 | 利用することができないとき                      | 秩序 |

[8] 一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 2 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報の送信終了後一括して訂正しなければならない。
- 3 無線通信を行うときは、暗語を使用してはならない。
- 4 無線通信は、試験電波を発射した後でなければ行ってはならない。

[9] 次の記述は、無線従事者の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第42条及び第79条）及び無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線従事者が次の(1)から(3)までの一に該当するときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めて  A することができる。
  - (1) 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
  - (2) 不正な手段により免許を受けたとき。
  - (3) 電波法第42条（免許を与えない場合）第3号に該当するに至ったとき。
- ② 無線従事者は、①により無線従事者の免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から  B 以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。）に返納しなければならない。
- ③ 総務大臣は、①の(1)又は(2)により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から  C を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

|   | A              | B   | C  |
|---|----------------|-----|----|
| 1 | 無線設備の操作の範囲を制限  | 10日 | 5年 |
| 2 | 無線設備の操作の範囲を制限  | 1箇月 | 2年 |
| 3 | その業務に従事することを停止 | 10日 | 2年 |
| 4 | その業務に従事することを停止 | 1箇月 | 5年 |

[10] 次の記述は、無線局（登録局及び包括免許に係るものを除く。）の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に  A  。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 免許がその効力を失ったときは、総務大臣は、当該免許に係る免許記録  B  しなければならない。

| A             | B       |
|---------------|---------|
| 1 届け出なければならない | にその旨を記録 |
| 2 申請しなければならない | にその旨を記録 |
| 3 届け出なければならない | を抹消     |
| 4 申請しなければならない | を抹消     |

[11] 次の記述は、免許等を要しない無線局（注）及び受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電波法第4条（無線局の開設）第1号から第3号までに掲げる無線局をいう。

- ① 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が  A  の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために  B  を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について又は放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について①の措置を執るべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、 C  ことができる。

| A                      | B                     | C                             |
|------------------------|-----------------------|-------------------------------|
| 1 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備 | その設備の使用を中止する措置を執るべきこと | その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる |
| 2 他の無線設備               | その設備の使用を中止する措置を執るべきこと | その障害及び措置の内容を記載した書面の提出を求める     |
| 3 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備 | 必要な措置を執るべきこと          | その障害及び措置の内容を記載した書面の提出を求める     |
| 4 他の無線設備               | 必要な措置を執るべきこと          | その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる |

[12] 次に掲げる場合のうち、総務大臣がその職員を無線局（登録局を除く。）に派遣し、その無線設備等（注）を検査させることができる場合に該当しないものはどれか。電波法（第73条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類をいう。

- 1 総務大臣が無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めて臨時に電波の発射の停止を命じた無線局から、その発射する電波の質が同条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出があったとき。
- 2 無線局の検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受けた免許人から、その措置の内容について総務大臣又は総合通信局長に報告があったとき。
- 3 総務大臣が無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めて当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命じたとき。
- 4 総務大臣が無線設備について電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置を執るべきことを命じたとき。